

答 弁 書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県労働委員会会長 様

〒000-0000 〇〇市〇区〇町〇番〇号
甲株式会社

被申立人

代表取締役 丁 野 戊 雄

広労委〇〇年(不)第〇〇号甲事件について、次のとおり答弁します。

1 答弁の趣旨

救済申立てを棄却するとの命令を求める。

2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

(1) について

申立人甲労働組合の結成年月日及び組合員数は知らないが、そのほかは認める。

(2) について

認める。

(3) について

〇〇年4月25日、会社が乙野丙雄を解雇したことは認めるが、そのほかは否認する。

(4) について

同年4月23日、組合が、団体交渉を申し入れた事実は認めるが、そのほかは否認する。

(5) について

否認する。

3 会社の主張

(1) 被申立人甲株式会社（以下「会社」という。）が、乙野丙雄を解雇したのは同人の欠勤日数が多く、会社秩序維持のため会社就業規則42条に基づいてやむを得ず行ったもので、組合の主張するように同人の組合活動を理由とするものではない。

(2) 会社が、〇〇年4月24日の団体交渉に応じないのは、48時間のストライキの直後であって会社業務の正常化のため会社役員が忙殺されたためで、その旨組合に回答している。

(3) 会社が、同年4月23日以降、組合員に手紙を出した事実はなく、会社には組合の運営に介入しようとする意思はない。